

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 清水 勉

年月日	令和5年5月22日			
表題	奈良県議会議員 清水 勉 公式ホームページ			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宣、議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 50% その理由（後援会・政党支部へのリンク）			
内容	議会活動報告 県民への意見募集 議員のプロフィール等			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	レンタルサーバー料	AUC	月￥6,380	定額 9,31,50, 65,81 102,117 134,152 167,182
	SSL証明書更新(R5年5月～R6年3月までの11ヶ月)	キシステム株式会社	(33,000+220)×11/12=￥30,451	SSL証明書更新(令和5年度分) 22
	レンタルサーバ一年管理費用	AUC	￥6,600	ドメイン更新費 167
	※ 50%充当 (6,380×11+6,600)×50%=￥38,390 円 50%充当 30,451×50%=￥15,225 円 合計￥53,615			
備考	ホームページアドレス： http://www.t-shimizu.jp			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

サーバーホスティング契約書

委託者 奈良県議会議員 清水 勉 (以下「甲」という。) と受託者 株式会社 アジア・ユナイテッド・コンピューティング (以下「乙」という。) は、この契約に定める条件でサーバーホスティングに関する契約を締結する。

(契約約款)

第1条 「甲」は、「乙」のWebホスティング・フレンズプランサービス契約約款の各条項を承認のうえサービス契約をするものとする。

(ホスティング利用内容)

第2条 月額ホスティング費用 5,800円 (消費税別途)
サーバ一年管理費用 11,800円 (消費税別途) 2月

(契約の解除)

第3条 「甲」が解約を申し出る場合は、解約予定月の3か月前までに申し出るものとする。

(自動継続)

第4条 「甲」から解約の申し出が無い場合又は「乙」の料金の改定が無い場合は次年度に自動継続するものとする。

(その他)

第5条 本契約に定めのない条項は「甲」・「乙」協議して定めるものとする。

平成29年4月1日

住 所 636-0023

奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

「甲」

奈良県議会議員 清水 勉 事務所

氏 名

清水 勉



住 所 630-8002

奈良県奈良市二条町2丁目2-7 武田ビル2F

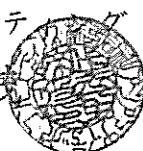
「乙」

株式会社アジア・ユナイテッド・コンピューティング

氏 名

代表取締役

正木



サーバーホスティング契約書

委託者 奈良県議会議員 清水 勉（以下「甲」という。）と受託者 株式会社 アジア・ユナイテッド・コンピューティング（以下「乙」という。）は、この契約に定める条件でサーバーホスティングに関する契約を締結する。

（契約約款）

第1条 「甲」は、「乙」のWebホスティング・フレンズプランサービス契約約款の各条項を承認のうえサービス契約をするものとする。

（ホスティング利用内容）

第2条 月額ホスティング費用 5,800円（消費税別途）
サーバ一年管理費用 11,800円（消費税別途）2月

（契約の解除）

第3条 「甲」が解約を申し出る場合は、解約予定月の3か月前までに申し出るものとする。

（自動継続）

第4条 「甲」から解約の申し出が無い場合又は「乙」の料金の改定が無い場合は次年度に自動継続するものとする。

（その他）

第5条 本契約に定めのない条項は「甲」・「乙」協議して定めるものとする。

平成29年4月1日

住 所 636-0023

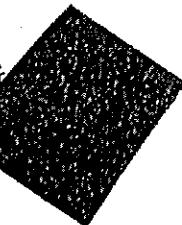
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

「甲」

奈良県議会議員 清水 勉 事務所

氏 名

清 水 勉



住 所 630-8002

奈良県奈良市二条町2丁目2-7 武田ビル2F

「乙」

株式会社アジア・ユナイテッド・コンピューティング

氏 名

代表取締役

正木 亮



第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

年月日	令和5年5月31日他		
年会費名	新生奈良研究会 年会費		
相手方	株式会社 奈良新聞社		
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため		
按分率の説明	按分率 75% その理由（飲食を伴う意見交換会の経費を除く）		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 新たな奈良県の創生、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換を行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の講演会、年2回の視察研究会</p> <p>◆参加者の状況 地方議員のほか、経営者や団体の理事等が参加</p> <p>○本県の諸問題の把握に努め、本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	R5年5月～9月 までの5ヶ月分 (60,000×5/12 =¥25,000)	講演会、視察研究会 (飲食を伴う意見交換会 の経費を含む)
	年会費	R5年10月～R6 年3月分 60,000×6/12 =¥30,000	講演会、視察研究会 (飲食を伴う意見交換会 の経費を含む)
	合計	¥55,000円	(75%が政務活動費、¥41,250円)
備考	添付資料：新生奈良研究会規約		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名 称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目 的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事 業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、隨時、研修視察会も行う。
- 第4条 広 報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会 員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会 費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、隨時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年月日	令和5年6月2日		
年会費名	NPO 法人アクティブ王寺 令和5年度会費		
相手方	NPO 法人アクティブ王寺		
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため		
按分率の説明	按分率 100% その理由 (すべて政務活動に要する経費である)		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 地域や保護者のボランティアの方々と協力して、教育・福祉・健康・安全などの分野における支援活動や啓発活動を行い、地域貢献活動の場を広げ、地域の教育力を高めると共に、地域の支援によって信頼される学校づくり、また学校を核にしてつながる地域づくりを推進していくことで、教育によるまちづくりに寄与することを目的としている。</p> <p>◆本会の活動頻度 教育講演会、学習支援事業、寺子屋事業、相談活動の実施</p> <p>◆参加者の状況 児童・生徒・地域住民・教育関係者等</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	5,000 円	講演会、勉強会
	振込手数料	110 円	
	合計 5,000+110=¥5,110 円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料 : NPO 法人アクティブ王寺定款 令和4年度事業報告書 令和5年度事業計画(案)		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

NPO法人アクティブ王寺 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人アクティブ王寺という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡王寺町本町5丁目16番29号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、王寺町を中心とした地域住民や、地域の学校をはじめとする教育機関等に対して、地域のボランティアの方々と協力して、教育、福祉、健康、安全などの分野における支援活動や啓発活動を行い、地域貢献活動の場を広げ、地域の教育力を高めると共に、地域の支援によって信頼される学校づくり、また学校を核にしてつながる地域づくりを推進していくことで、教育によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

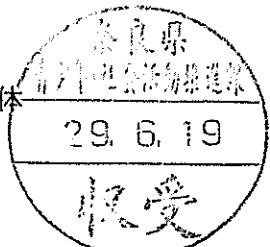
- ① 学校支援事業（特別授業講師や学習支援ボランティアの派遣、環境整備等）
- ② 教育支援事業（科学教室、習字教室、絵画・陶芸教室、園芸教室、補習教室など）
- ③ 福祉支援事業（学童保育児童への学習支援活動、介護施設等との交流）
- ④ 子育て・家庭教育支援事業（子育て教室などの開催や個別相談活動）
- ⑤ 教育講演会事業（教育講演会、教育座談会等の開催、講師の派遣）

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体



(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、10人以下とする。
- (2) 監事 1人以上、3人以下とする。
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。



(選任等)

第13条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の決議により、監事は総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会または総会の議決を経て、代表理事が別に定める。



(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法もって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることのできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

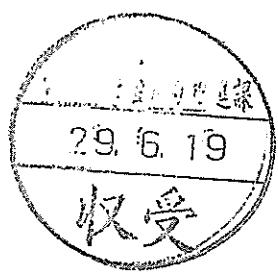
(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬



- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 借入金（その他事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることのできない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。



- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。



(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。



3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 捐出金品の不返還

(捐出金品の不返還)

第54条 既納の会費及びその他の捐出金品は、返還しない。

第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、平成29年6月11日から施行する。



令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

NPO法人アクティブ王寺

1 事業の成果

令和4年度もコロナ禍が続き、学級閉鎖や学年閉鎖、あるいは学校閉鎖になる小中学校が相次ぎましたが、そのような中でも、感染予防対策を十分にとりながら、学校支援事業として、当法人事業の趣旨にご賛同いただいている方が、町内の小学校においてボランティアによる学習支援活動を随時行いました。内容としましては、小学校で各教科領域での学習指導の補助にあたり、児童の学力向上に取り組むことができました。

教育支援事業として、本年度も王寺町いづみスクエアにて、毎週土曜日に王寺町の小中学生を対象に「アクティブ王寺の土曜寺子屋」を実施し、さらに毎月第4土曜日には英語活動にも引き続き取り組んでいます。また、夏期休業中の「土曜寺子屋特別教室」の書写、絵画パステルアート、読書感想文教室などの各教室を実施することができました。

子育て・家庭教育支援事業としては、土曜寺子屋に通う子どもたちの保護者や地域の図書ボランティアの方々を対象に、本年度も本の読み方についての「アニメーション講座」を開催すると共に、随時の子育て相談や教育相談を行ってきました。

教育講演会活動として例年開催してきた年2回の教育講演会はコロナ禍により延期してきましたが、本年度は12月にいづみスクエアにて、講演会と玉井式图形の極AAA+(AIを活用した算数图形教材)の児童体験学習会を開催することができ、親子で最新の教材に触れる機会をつくることができました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
学校支援事業	当法人の趣旨に賛同するボランティアによる学習支援活動		王寺町内の小学校	10名	王寺町内の小学生約800名	10
教育支援事業	・毎月4回(毎週土曜日)及び夏期休業中の「土曜寺子屋」を実施 ・毎月1回(第4土曜日)「英語活動」実施 ・夏休み特別教室実施 書道 読書感想文 パステルアート	4月~1月 7月31日 29日 8月7日 27日	いづみ スクエア	6名 3名 4名 5名	王寺町内の小学生約800名 参加者:13名 参加者:13名 参加者:15名	403
福祉支援事業	活動が出来ておりません					0
子育て・家庭教育支援事業	子育て講座(アニメーション 本の読み方体験講座、懇談会)	12月24日	いづみ スクエア	6名	保護者約10名 児童約20名	10
教育講演会事業	家庭・地域の教育力の向上をテーマにした講演会(年1回) 演題「君はなぜ勉強しなえればならないのか」講師:玉井満代氏	12月10日	いづみ スクエア	7名	テーマや演題に興味関心のある親子 30組 役60名	128

第11期、令和4年度収支報告書

令和4年 4月 1日～令和5年 3月31日

NPO法人アクティブ王寺

活動計算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
正会員会費 5,000 × 12名	60,000	1. 事業費	
賛助会員会費 3,000 × 20名	60,000	人件費	
寄付金	197,000	日当・講師料	335,000
受取利息	3	福利厚生費	
事業収入(参加費等)	182,000	その他経費	
前受金	0	会議費	0
		教材費	47,565
		通信費	12,274
		広告費	12,528
		備品	0
		雑費	23,396
		講演会費用	128,650
		2. 管理費	
		人件費	
		給与・日当	0
		福利厚生費	0
		その他経費	0
		会議費	28,160
		旅費交通費	0
		通信費	0
		備品	0
		雑費	5,679
前期繰越額	965,278	次期繰越額	872,029
	1,464,281		1,465,281

貸借対照表

令和4年 3月31日現在

(単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
小口現金	31,667	前受金	0
ゆうちょ銀行	570,637	未払い金	0
南都銀行	269,725		
前払い金			
未収金			
固定資産	0	固定負債	0
		次期繰越金	872,029
合 計	872,029	合 計	872,029

以上、ご報告いたします。

令和 5 年 5 月 13 日

NPO法人 アクティブ王寺
会計

上記監査の結果、適法にして正確であることを確認しました。

令和 5 年 5 月 24 日

NPO法人 アクティブ王寺
監事

貸借対照表 次期繰越額	872,029
収支計算書 次期繰越額	872,029
差額	0

令和5年度事業計画（案）

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで

NPO法人アクティブ王寺

1 事業実施の方針

令和5年度は、学校支援事業として、当法人事業の趣旨にご賛同いただいているボランティアの方々に、町内の小中学校において随時の学習支援活動を行っていただく。教育支援事業については、地域のボランティアの方々と協力して、地域の児童・生徒を対象に、土曜寺子屋事業として、補習教室、英語教室、習字教室、絵画教室、読書感想文教室などの各種体験教室を実施する。子育て・家庭教育支援事業については、幼児・児童・生徒の保護者を対象に、子育て・家庭教育講演会や少人数グループの分科会を実施すると共に、個別の相談活動を実施する。また教育講演会事業については、地域住民を対象にした教育講演会を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
学校支援事業	当法人の趣旨に賛同するボランティアによる学習支援活動	随時	王寺町内の幼保・小中学校	10人	王寺町内の幼保小中学校の児童・生徒約1100人
教育支援事業	地域の児童生徒を対象に土曜寺子屋事業として、補習教室、英語教室、習字教室、読書感想文教室、絵画教室などの体験学習を実施する。	原則として毎週土曜日と長期休業期間中	王寺町内公民館等	6人	王寺町内の児童生徒約60人
子育て・家庭教育支援事業	子育て・家庭教育講演会や分科会を実施すると共に、年3回のアニメーション(読書体験教室)や個別の相談活動を実施する。	要請により随時(アニメーションは各学期末)	学校、公民館など	6人	学校関係者保護者、地域住民約200人
教育講演会事業	教育講演会、教育座談会を実施する	講演会は年1回 座談会は年2回程度	王寺町内の公共施設	8人	王寺町と近隣地域の住民、学校関係者、教育行政関係者など約300人

第12期 令和5年度活動予算書(案)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

NPO法人アクティブ王寺

活動予算

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
正会員会費 5,000 × 15名	75,000	1. 事業費	
賛助会員会費 3,000 × 25名	75,000	人件費	
寄付金	200,000	日当・講師料	350,000
受取利息		福利厚生費	5,000
参加費等	200,000	その他経費	
その他		会議費	50,000
		教材費	50,000
		通信費	30,000
		広告費	30,000
		備品	20,000
		雑費	100,000
		講演会費用	150,000
		2. 管理費	
		人件費	
		給与・日当	0
		福利厚生費	0
		その他経費	
		会議費	10,000
		旅費交通費	10,000
		通信費	0
		設備費	0
		雑費	10,000
前期繰越額	875,213	予備費	610,213
	1,425,213		1,425,213

NPO法人アクティブ王寺

令和5年度 通常総会議案書

本年度の通常総会を
議決権のある正会員による書面表決での議案の審議・承認とします。

※**正会員様**は本議案書の内容をご確認いただき、書面表決用はがき（正会員への送付資料に同封）に賛否・意見等をご記入の上、期限(6/10)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。
なお、賛否のご記入なくご返信された場合や、期限までにご返信のない場合は、議案をご承認いただいたものとさせていただきます。

※**賛助会員様やご寄付を頂いている皆様**には書面表決用はがきを送付しておりません。議案等につきましてお問い合わせがある場合は
アクティブ王寺 E-mail : active-oji@email.plala.or.jp
HP : <http://www17.plala.or.jp/active-oji>
をご利用ください。よろしくお願い申し上げます。

第1部 NPO法人アクティブ王寺通常総会

議 案 第1号議案 令和4年度事業報告承認の件

第2号議案 令和4年度決算報告及び監査報告承認の件

第3号議案 令和5年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和5年度予算（案）承認の件

第2部 第16回 教育講演会

演題「これを聴けば必ず勉強したくなる！」

～君はなぜ勉強しなければならないのか～

講師 玉井満代氏



<https://youtu.be/lFNHVSL35Xk>

動画配信期間：6／1(木)～6／30(金)

地域と学校をつなぐ学校支援オニシラーブ団体

NPO法人 アクティブ王寺

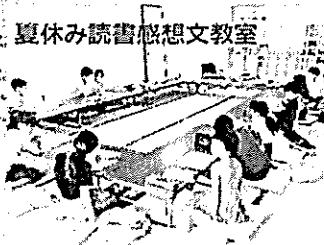


NPO法人アクティブ王寺
第16回教育講演会
2022年12月10日 土曜日
これはなぜお勉強しなくてはならないのか
君は、なぜ勉強しなくてはならないのか

玉井 満代 さん

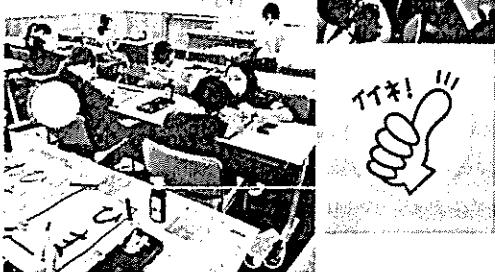
10周年記念講演会

NPO法人アクティブ王寺 玉井 満代
代表理事
元小学校教諭
いきみスクエアで開講中
4月 1 8 15 22 29
5月 6 13 20 27
6月 3 10 17 24
9:30~11:30 小学生向け講習会



見学
体験学習
大歓迎です

夏休み書道教室



参加希望の小学生、中学生は当日朝9時半までにいきみスクエア公民館(本町4丁目645-1)へ来て下さい。筆記用具・教科書などを持参のこと。詳しくはお電話、メールでお気軽にお問い合わせ下さい。

NPO法人アクティブ王寺

代表理事 加藤守弘(元王寺小学校校長)

〒636-0012 奈良県北葛城郡王寺町本町5-16-29

Phone&Fax 0745-32-9223

E-mail

ホームページ [ww17.plala.or.jp/active-oji/](http://www17.plala.or.jp/active-oji/)



令和4年度の事業活動を報告いたします。コロナ禍の状況が続く中、令和4年度も会員のご登録、ご寄付、事業へのご参加・ご協力など、多くの皆様からご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございました。

代表理事 加藤守弘からのごあいさつ

<設立10周年を迎えて>

NPO法人アクティブ王寺は、平成24年(2012年)に発足以来、令和4年(2022年)で10周年を迎えることができました。これもひとえにこれまでご支援・ご協力を賜ってきた皆様方のおかげと、衷心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

(奈良新聞ではR4.8~9月に、10周年を迎えたアクティブ王寺の特集記事を3回シリーズで掲載していただきました。)

今後もアクティブ王寺は地域教育力のさらなる向上をめざして、地域教育支援活動や啓発活動に取り組んでいきます。また、地域の教育力を高め、教育を通した地域づくりを推進していくことで、教育による心のこもったまちづくりに寄与・貢献していきたいと考えます。

<第16回教育講演会を開催>

令和4年度は、昨年度に引き続き、コロナ禍の影響で活動が制限されつつも、多くの方々のご協力により、「家庭の力、地域の力で子育てを楽しく元気に」をメインテーマとして、第16回教育講演会(令和4年12月10日)を開催することができました。講師は玉井満代氏(教材クリエーター、タマイインベストメントエデュケーションズ代表)。地域の保護者の方々には講演会(演題「君はなぜ勉強しなければならないのか」)にご参加いただき、子どもたちには1人1台のタブレット端末を用意して、最新AIを駆使した教材「図形の極AAA+」の体験学習会を実施しました。詳細についてはHPにて公開予定です。

<寺子屋、夏休み特別教室、アニメーションも開催>

毎週土曜日の寺子屋は、引き続き感染予防対策をとりながら、元気に活動を続けてまいりました。子どもたちは、学校の教科書に合わせたドリルや宿題に取り組んだりしながら学習を進めています。毎月最終週の英語教室も引き続き実施しています。

また、教職経験豊富な講師の先生方も大変熱心に指導していただいております。さらに、夏休み恒例の「パステルーアート教室」「書道教室」「読書感想文教室」や個別懇談会も開催。また、毎回好評のアニメーション(本の読み方体験講座)は12月24日に開催し、20名を超す親子の参加の下、クリスマスの時期に合わせた楽しい読書会となりました。

ようやくコロナが5類感染症に移行され、終息の兆しを見せ始めています。この1年で事業活動が徐々に元に戻りつつあると感じることが多くなってきた半面、元に戻れなくなった部分もありはしないかと危惧することもしばしばです。10周年を迎えた令和4年度の活動を振り返りながら、コロナ禍後のさらなる発展と充実を期しつつ、これまでの皆様のご支援・ご協力に心より感謝申し上げます。引き続き令和5年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

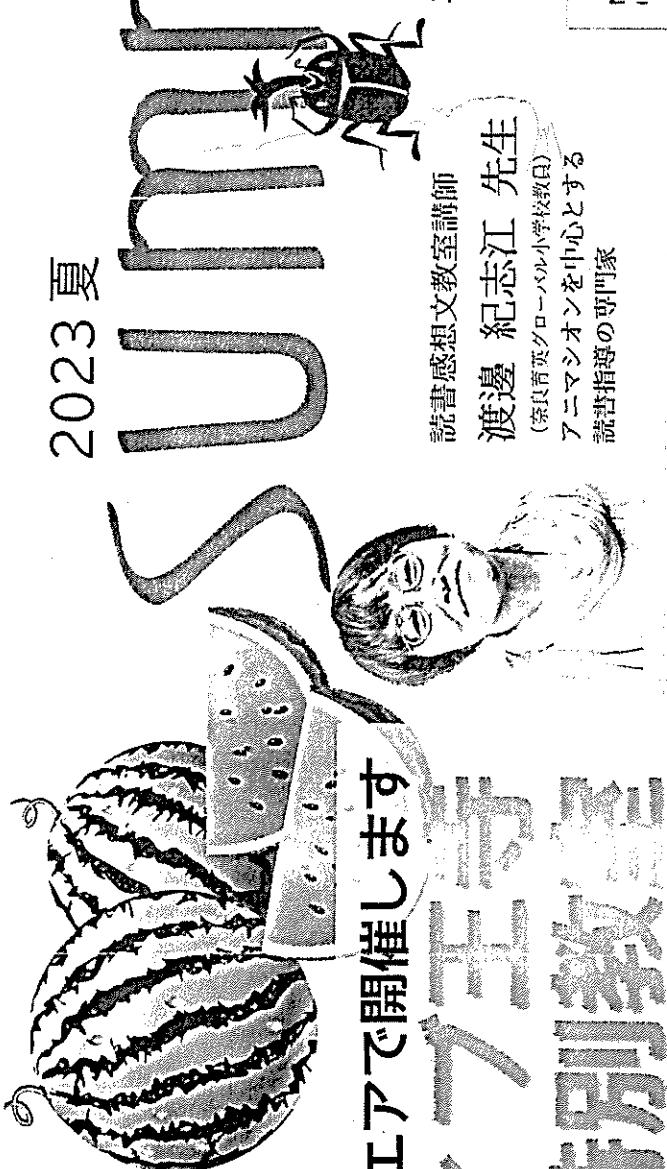
ホームページからも申し込みできます
(アクティブ王寺で検索)



卷之三

2023夏

今年もいよいよスクエアで開催します



教室道書

書道家の岡田
講師 費無料
対象…書道の課題が
参加

持ち物…書道用具と半紙

書道教室と押し花教室 いずれも予約制
受付開始 9:00 活動時間 9:30~11:30

押花教室

葉っぱと花で素敵な作家の講師 押し花作家の講師

例品...紙切りばさみ

講師 江志紀 先生
（奈良音楽グローバル小学校教員）
アニマashionを中心とする
講師指導の専門家

江志紀 續邊

(奈良育英グローバル小学校教員) アニマーションを中心とする

吉川家の指道本

書道教室

対象…書道の課題が出されている学年児童
筆跡…書道の四方田中美々

参加費無料
摸写物…書道用具半紙
講師…看道家ひの田圭さん

書道教室と押し花教室 いずれも予約
お問い合わせ 目黒小六七丁目

受付開始 9:00 活動時間 9:30~

An illustration showing a large, colorful flower arrangement in the foreground. In the background, there's a person sitting at a desk with papers, possibly a judge or participant. The overall theme is a flower arrangement competition.

प्राचीन भारतीय

士曜寺子屋も毎週好評開講中です
見学、体験大歓迎！

お気軽にお越しください！

卷之三

The image contains several documents and a large number '19'. At the top right is a document titled '算数・数学と国語を中心とした指導' (Arithmetics, Mathematics, and Language as the Center of Instruction) dated '昭和35年秋' (Autumn of Showa 35). Below it is a document titled '主催 元小学校・中学校教員が算数・数学と国語を中心とした指導' (Sponsored by former elementary and middle school teachers for arithmetic, mathematics, and language instruction). In the center is a large '19' enclosed in a box. To its left is a document titled 'NPO法人アクティブ王寺' (NPO Active Wangji Temple) with a logo featuring a temple and the text '株式会社 総合学習室 (元王寺小学校校長)'. Below these are several boxes containing numbers: a 3x3 grid with '10', '17', '24' in the top row, '15', '22', 'E0' in the middle row, and '1' in the bottom row; a 2x2 grid with '3' and '1' in the top row, and '1' and '5' in the bottom row; and a single box with '5' at the bottom right.

<http://www17.nala.or.jp/active-0iii/>

NPO法人アクトイブ玉串 加藤守弘（三王寺小学校長）

アーヴィングの「アーヴィング」、ジョンソンの「ジョンソン」などは、元々は姓ではなく名前である。

HPもご覧ください。スールンオニムがから单に達成しませう。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

年月日	令和5年6月26日（月）			
年会費名	特定非営利活動法人 奈良難病連（令和5年度 賛助会員会費）			
相手方	特定非営利活動法人 奈良難病連			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100% その理由（すべて政務活動に要する経費である）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 医療福祉の充実を求め、国会請願を毎年行い、機関誌の発行や学習会などを開催することによって、会員や一般県民への啓発活動を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び講演会</p> <p>◆参加者の状況 賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	令和5年度 賛助会員会費	5,000	総会及び研修会	37
	振込手数料	262		37
合計 5,262円（すべて政務活動）				
備考	添付資料：特定非営利活動法人 奈良難病連 定款 2022年度事業報告書・活動計画書 2023年度事業計画書(案)・活動予算書			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連といふ。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツ106号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がないまた明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関する正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 難病患者への相談と支援に関する事業
- ② 難病の啓発に関する事業
- ③ 情報収集及び提供に関する事業
- ④ 難病の研修会、学習会に関する事業

- (2) その他の事業

- ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
- (3) 贊助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書にまり、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
 - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、総会における別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号にいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。
 - (4) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号にいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の总数の三分の1を超えて含まれることにはてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを發見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めるこ

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを

解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があったとき
- (3) その他役員としてふさわしくない行為がわかつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以上の範圍内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務執行のため必要な費用を充當することができる。

3 前2項に開示必要な事項は、総会で議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項(第4号)の規定により、監事が招集あつたとき

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この走款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が背面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用について、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に就いて選任された議事録署名人2人以上が署名、押印し置けばならない。
- 3 前2項の規定に開かれた会、社員会員（基幹もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときにより、総会の決議がなされた場合を除く場合は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議がなされたときに行なわれた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案を行なった者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一、二に該当する場合には開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事が招集の請求があつたとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第3-5条 理事会の議長は、理事長がこれにあたりる

(議決)

第3-6条 理事会における議決事項は、第3-4条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決定によることとする。

(表決権等)

第3-7条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第3-8条第1項第2号の適用においては、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第3-8条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)

(3) 議事事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上の署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第3-9条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) ソの他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けに特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けに特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にからず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出となる。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終まる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならぬ。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏 名	住 所 又 は 務 所
理事長	神田 菊三	
副理事長	小橋 重徳	
理事	山口 純子	
同	児玉 久美子	
同	蜂谷 あさ子	
同	井谷 真砂人	
監事	森岡 和子	
同	長尾 恭子	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にからむらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にからむらず、設立総会の定めるところによるもととする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にからむらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にからむらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 350円(年額)

(2) 賛助会員

個人会員 5,000円(年額)

団体会員 5,000円(年額)

企業会員 20,000円(年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日(平成17年9月15日)から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成28年8月29日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成29年6月4日）から施行する。

2022度 事業報告書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

特定非営利活動法人 奈良難病連

1 事業の方針

難病患者・家族が自立及び社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関する正しい知識や情報を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
① 難病患者への相談と支援に関する事業	総会・会員相互の交流会	2022年6月5日	奈良市西部公民館	30	奈良難病連理事・会員	0
	難病ピアソーター事業	毎月火木13~16時	事務所	14	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	185
	難病相談支援センターとの定例会	2022年5月2日 10月13日 2023年3月6日	難病相談支援センター	14	奈良難病連役員	0
	県・奈良市への要望書提出	2022年11月12月	県 奈良市	14	奈良難病連役員	0
	難病患者就労支援事業・連絡会議 就労研修会	年3回	郡山総合庁舎	14	奈良難病連役員・就労支援連絡会・難病相談支援センター	48
	ファイザープログラム 冊子作成事業	2022年1月~12月	事務所 郡山総合 庁舎他	30	奈良難病連役員・就労支援連絡会・難病相談支援センター	500
② 難病の啓発に関する事業	機関紙「きずな」の発行(2回)	2022年9月 2023年3月	はぐくみ センター コンベンショ ンセンター	14	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	287
	国会請願行動 「難病対策」	2022年5月	国会	1	奈良難病連 理事	0
	国会請願署名・募金活動	2022年10~12月	会員の自宅	1148	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0
③ 情報収集 及び提供に関する事業	奈良難病連のホームページ運営	随時	事務所	3	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0
④ 難病の研修会、学習会に関する事業	学習会	2022年10月2日	奈良市西部公民館	30	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0
	医療講演会等事業	年9回	奈良県社会 福祉総合セ ンターセンタ ー研修室他	194	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	250

2023年度 事業計画書(案)

2023年4月1日から2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 奈良難病連

1 事業の方針

難病患者・家族が自立及び社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	予定日時	予定場所	従事者 予定人数	受益対象者の範囲及 び予定人数	支出 見込額 (千円)
① 難病患者への相談と支援に関する事業	総会・会員相互の交流会	2023年6月4日	奈良市西部公民館	30	奈良難病連理事・会員	0
	難病ピアソーター事業	毎月火木 13~16時	事務所	14	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	185
		難病ピアソータースキルアップ研修会3回	郡山総合庁舎	30		
	難病相談支援センターとの定例会	2023年4月17日 10月 2024年2月	難病相談支援センター	14	奈良難病連役員	0
	県・奈良市への要望書提出	年2回	県 奈良市	14	奈良難病連役員	0
	難病患者就労支援事業・連絡会議	年3回	郡山総合庁舎	14	奈良難病連役員・就労支援連絡会・難病相談支援センター	48
② 難病の啓発に関する事業	機関紙「きずな」の発行(2回)	2023年9月 2024年3月	はぐくみ センター 奈良市 西部公民館	14	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	300
	国会請願行動「難病対策」	2023年5月	国会	1	奈良難病連 理事	0
	国会請願署名・募金活動	10月 10~12月	会員の自宅 他	1148	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0
③ 情報収集及び提供に関する事業	奈良難病連のホームページ運営	随時	事務所	3	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0
④ 難病の研修会、学習会に関する事業	学習会	2023年10月	西部公民館	30	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	0
	医療講演会等事業	年8回	奈良県社会福祉総合センター研修室他	400	難病患者及び家族・長期慢性疾患患者及び家族・医療福祉関係者・県民	250

2022度 活動計算書
2022年4月1日から2023年3月31日まで

特定非営利活動法人奈良難病連
(単位:円)

科目		金額	
I	経常収益		
1.	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	172,200 190,000	362,200
2.	受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益	71,580 36,546 0	108,126
3.	受取助成金等 受取民間助成金 前受民間助成金	110,000	110,000
4.	事業収益 難病患者への相談と支援に関する事業 難病の啓発に関する事業 情報収集及び提供に関する事業 難病の研修会、学習会に関する事業	233,000 375,952 0	858,952
5.	その他収益 受取利息 難収益	250,000 3	3
	経常収益計		1,439,281
II	経常費用		
1.	事業費		
(1)	人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0 0	0
(2)	人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 講師謝金 通信費 資料代・消耗品費 印刷費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息 その他経費計	10,275 219,780 272,300 87,842 53,825 616,531 0 10,275	1,270,828
	事業費計		
2.	管理費		
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0 0 0	0
(2)	人件費計 その他経費 会議費 旅費交通費 備品費 消耗品費 通信運搬費 家賃及び賃料 光熱費 雜費 減価償却費 支払利息 その他経費計	0 18,000 26,250 5,979 79,776 385,620 8,844 0 0 0 0 31,700	556,169
	管理費計		1,826,997
	経常費用計		△ 387,716
	当期経常増減額		
III	経常外収益		
1.	固定資産売却益		0
IV	経常外収益計		0
	経常外費用		0
1.	過年度損益修正損		0
	経常外費用計		0
	税引当期正味財産増減額		△ 387,716
	法人税、住民税及び事業税		0
	当期正味財産増減額		△ 387,716
	前期繰越正味財産額		1,064,790
	次期繰越正味財産額		677,074

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

2023年度 活動予算書
2023年4月1日から2024年3月31日まで
特定非営利活動法人奈良難病連
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費 @150×1,010	151,500		
賛助会員受取会費	180,000		
331,500			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	120,000		
施設等受入評価益	0		
120,000			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000		
100,000			
4. 事業収益			
難病患者への相談と支援に関する事業	233,000		
難病の啓発に関する事業	350,000		
情報収集及び提供に関する事業	0		
難病の研修会、学習会に関する事業	250,000		
833,000			
5. その他収益			
受取利息	3		
雑収益	20,000		
20,003			
経常収益計			1,404,503
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
0			
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	130,700		
講師謝金	240,000		
通信費	33,600		
資料代・消耗品費	35,000		
印刷費	313,500		
設備費	0		
その他経費計	10,200		
事業費計		783,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
0			
(2) その他経費			
会議費	2,000		
旅費交通費	60,000		
消耗品費	6,000		
通信運搬費	40,000		
家賃及び賃貸料	378,000		
光熱費	10,000		
維持費	2,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	50,000		
管理費計		548,000	
経常費用計			1,331,000
当期経常増減額			73,503
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額		73,503	
法人税・住民税及び事業税		0	
当期正味財産増減額		73,503	
前期繰越正味財産額		677,074	
次期繰越正味財産額		750,577	

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

特定非営利活動法人奈良難病連では、
難病患者やご家族の様々な

患者会へ入会のおすすめ

ご相談に応じています。

相談は無料です。 相談に応じています。

ピアとは、“仲間”[peer]という意味です。
難病である者同士だから悩みを分かち合える
こと、同じ経験をした人からの一言が心の支え
になることがあります。相談員(ピアサ
ポーター)があなたの悩みをお聴きします。
プライバシーは守られます。

お近くの保健所にも行きます。
気軽に相談してみませんか？

●相談内容などの個人情報は守秘されます。

●相談員(ピアサポート)は、難病患者本人や
家族です。

●相談員(ピアサポート)は県委託の難病ピア
サポート養成講座を修了しています。

お問い合わせ
特定非営利活動法人奈良難病連
TEL/FAX0742-35-6707
(火曜日・木曜日 13~16時)

奈良難病連では、下記の患者会が加盟しています。患者会や奈良県難病相談支援センターと連携して研修会や医療講演会を開催しています。

- 全国膠原病友の会奈良支部
- 奈良県網膜色素変性症協会
- 奈良県クローン病/潰瘍性大腸炎ネットワーク NARAFRIENDS
- 奈良県多発性硬化症／視神經脊髓炎交流会「ほっとMS」
- 特定非営利活動法人奈良県腎友会
- 全国心臓病の子どもを守る会奈良県支部
- 全国パーキンソン病友の会奈良県支部
- 奈良骨化症患者の会
- 生駒希望の会(福祉団体)

特定非営利活動法人奈良難病連

〒630-8001

奈良市法華寺町265-8
自転ハイツ大宮Ⅱ 106号
TEL/FAX0742-35-6707
<https://narananbyouren.jimdofree.com/>

2023年3月改訂

奈良難病連について

特定非営利活動法人奈良難病連は、1985年、奈良県難病団体連絡協議会として発足。

2005年に特定非営利活動法人奈良難病連として改組、2006年に現在の事務所に移転しました。

慢性的な人材・財源不足を抱えながらも一歩でも前へ進めるようにと、新しい事業への取り組みが始まっています。

難病ピアカウンセリング事業

2007年から奈良県の委託を受け、難病ピアカウンセリング事業に取り組んでいます。難病ピアカウンセリング養成講座を開催し、以後、スキルアップ研修会などを開催。203名が修了し、現在、難病ピアサポーターとして109名が登録しています。

難病患者就労支援事業

2009年からは県の委託で就労支援事業を開始。「働きたい思い」を大切にし、労働局(ハローワーク)、障害者職業センター、県内5カ所の障害者就業・生活支援センターなどの就労関係機関と協働し、ピアカウンセリング事業とも連携し合同学習会や県の就労関係部署と連絡事業を開催し事業を進めています。

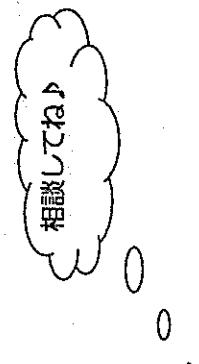
医療講演会・相談会等事業

2015年度から加盟患者団体が実施している医療講演会・相談会など委託事業としてとり組んでいます。また、各患者会と難病連全体の要望をまとめ、年1回県と奈良市に対して要望書を提出しています。街頭署名活動でJPAを通して国会へ署名を届け、各患者会と連携し学習会を開催しています。

平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行され、令和3年11月1日から指定難病の医療費助成対象疾患が38疾患になりました。

私の病気は対象になるの?
家族としてできることはないの?
などお困りの方、

あなたの思いを話してみませんか?



特定非営利活動法人奈良難病連

●事務所所在地

〒630-8001 奈良市法華寺町265-8
白樺ハイツ大宮Ⅱ106号室

●交通のご案内

近鉄奈良線新大宮駅より徒歩15分

●お問い合わせ・ご相談

TEL/FAX0742-35-6707
(火曜日・木曜日 13~16時)
Eメール [REDACTED]
ホームページ [REDACTED]

<https://narananbyouren.jindofree.com/>

「難病慢性疾患患者」を応援いただける皆様

「難病患者等支援自販機設置！」

自動販売機設置場所を求めています！！
奈良難病連では、ヨガ・コーラ・エスト株式会社様。
ダイドードリンコ様のご厚意により、【難病・慢性疾患支援自動販売機】制度を利用させていただき、売上金の一部を還元して、援助していただいている

現在下記の場所に置かせてもらっています
社会医療法人西奈良中央病院様
NPO法人ならサポートクラボ様
奈良市はくみセンター様(2020年11月より)
奈良県郡山総合庁舎西側入口(2023年5月より)

ぜひ奈良難病連に設置場所をご紹介下さい！



● 資助会員大募集中！

個人	1口	5,000円
企業・団体	1口	20,000円

振込み先
ゆうちょ銀行
[REDACTED]

特定非営利活動法人奈良難病連

2023年6月改訂

ひとりで悩みを抱え込まないで！ 仲間に思いを話してみませんか？

奈良県委託事業
難病ピア相談のご案内

相談無料

ピアとは、“仲間”【peer】という意味です。「辛さをわかってもらえない」「人に言えない」「同じ経験をした人と話がしたい」「将来が不安」「モヤモヤした気持ちを聞いてほしい」などの悩みに、同じ経験をした人からの一言が心の支えになることがあります。お申し込みをお待ちしております。

対象疾患：網膜色素変性症・多発性硬化症・後縦靭帯骨化症・全身性強皮症・パーキンソン病・全身性エリテマトーデス・混合性結合組織病・シェーグレン症候群・皮膚筋炎・成人性スチール病・潰瘍性大腸炎・クローン病・腎臓病・リウマチ・先天性心疾患 等

悩んでいるのは、自分ひとりではなかつたのね！

同じ病気の人と話ができた。
仲間がいることがわかつてうれしかったわ！

いろんな情報をもらえてよかったです！

方 法：個別面接による相談（予約制）
(電話相談/オンライン相談可)

料 金：無 料

場 所：奈良難病連事務所

難病相談支援センター

保健所 等

●相談員（ピアソポーター）は、
・難病患者本人や家族です。

・県委託の難病ピアソポーター養成講座を修了しています。

●相談内容などの個人情報は守秘されます。

〈お問合せ・連絡先〉

特定非営利活動法人 奈良難病連

TEL/FAX 0742-35-6707

火曜日・木曜日 13時から16時 FAX 随時

e-mail

<https://narananbyouren.jimdofree.com/>

〒630-8001 奈良市法華寺町 265-8 白樺ハイツ大宮Ⅱ106

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年月日	令和5年7月3日		
年会費名	奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 (年会費)		
相手方	奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会		
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため		
按分率の説明	按分率 100% その理由 (すべて政務活動に要する経費である)		
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 がん医療対策の向上、緩和ケアの推進、ホスピスの更なる開設、在宅医療の充実と緊密な連携等を進める。</p>		
※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動頻度 ホスピス講演会、勉強会、すすめる会通信の発行</p> <p>◆参加者の状況 個人や団体の賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	2,000 円	講演会、勉強会
	振込手数料	110 円	
	合計	2,000+110=¥2,110 円	(すべて政務活動)
備考	添付資料：会則、奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会通信		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

旧奈良県ホスピス勉強会
奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会

・会則

第1条(名称)

本会は奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会と称する。

第2条(目的)

本会は奈良県にホスピス・緩和ケア病棟の誘致の方策について勉強し実現を図ることを目的とする。

第3条(会員)

1. 本会の趣旨に賛同する個人や団体は、誰でも会員になることができる。
2. 会員は所定の会費を納入しなければならない。

第4条(運営委員会)

1. 会の円滑な運営を図るために、運営委員会を設ける。
2. 運営委員会は、本会の趣旨と使命を果たすために必要な活動を、企画実施する。
3. 運営委員は、会員の中から選出し、総会の承認を受ける。

第5条(役員)

1. 運営委員の中から会長、副会長、事務局長、会計監事を選出する。
2. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条(総会)

1. 本会は年1回の定例総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。
総会は運営委員会が招集する。
2. 定例総会は、年次の会計、および活動の報告、役員および運営委員の改選、その他の事項を審議する。

第7条(勉強会)

1. 本会は必要に応じて勉強会を開催する。
2. 勉強会には非会員の参加を妨げない。

第8条(会費)

会費は年額2000円と定める。

第9条(財務)

本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入によって賄う。

第10条(事業および会計年度)

本会の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条(会則の変更)

本会則は総会出席者の過半数の議決を経て変更できる。

奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会

奈良県北葛城郡河合町高塚台1-8-1 奈良ニッセイエデンの園内

Tel: 0745-33-2100 Fax: 0745-33-2101

奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会通信 №.122

現在会員数157名

【1】 第90回勉強会のお知らせ

【2】 勉強会から、改めて思い直したこと

浦崎偉晃

【3】 第89回勉強会 「薬剤師はAIに脅迫されてしまうのか？」

～ある薬局薬剤師の奮闘記～に参加して 金子麻理

【4】 総会報告

【5】 会費納入のお願い

【6】 編集後記

この通信は、奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会会員のみなさんにお送りしています。

【1】 第90回勉強会のお知らせ

日 時 2023年9月3日(日) 14時～16時
(開場 13時30分)

会 場 奈良県女性センター 3階講義室1・2
近鉄奈良駅より徒歩5分

テー マ 「がん在宅を広げるには、どうすれば良いか？
～奈良県のがん在宅の現状と将来について～」

話題提供者 次橋幸男さん
公益財団法人 天理よろづ相談所
法人事務局 企画準備室 室長
白川分院 在宅世話どりセンター医員

『2025年以降は団塊世代（1947年～49年度生まれ）の後期高齢化とともに、在宅医療のニーズが更に高まることが予想されています。

そして、在宅医療は生活の場における医療であり、病院における医療と対極的に語られることがあります。元々は医療として一連のものだと私は考えています。

本会ではがん診療と在宅医療の関係性に注目して、その歴史から、現状、そして将来についてお話しします。』

とのことです。是非ご参加ください。

【2】勉強会から、改めて思い直したこと

浦嶋偉晃

5月28日の勉強会で、さなえ薬局さんの二十軒栄亮先生にご講義いただきまして、お聞きしながら、いろいろな思いが浮かびました。

といいするのは、今まで在宅医療の推進にあたって、「在宅医」を増やそうという切り口での動きをしていました。

在宅にあたっての一番の課題は、「24時間」ということです。

また特に、がんのターミナルを診るのに、テクニカル的に少しハードルが高く、しり込みされる傾向があったのも確かです。(各種アンケートから)。

しかし今回、二十軒先生のご講義をお聞きして、私の今までの切り口が、偏っていたのではないかと思いました。

というのは、二十軒先生は薬剤師として、いろいろな患者さんを訪問されておられます。難しい、がんのターミナルの患者さんに対して、薬剤師として症状を診て、その上で、的確な薬の処方をして、そして地域の在宅医に繋げておられるので、在宅医の負担が減り(精神的も含めて)、そこまで整えてくれるので、それなら、がんのターミナルも診れるのではないかという意識をもっていただき、在宅医を地道に増やしておられます。

つまり医療者が主役でなく、それを取り巻く薬剤師さん、訪問看護師さんなど様々な人が同じ立ち位置に立つ(同じ知識)ことにより、本当の意味での在宅医療の推進になるのではないかと感じました。

まだこれは私の中の仮説です。

しかしこれからもがん対策を進めるにあたりまして、視野を広く持ち、選択肢を増やして、政策を進めていきたいと思います。

どうか皆様の知恵をお貸しください。

いよいよ奈良県もがん対策の第4期の策定を急がなければなりません。

私も奈良県がん対策推進協議会の委員として、一生懸命、頑張ります。

どうかよろしくお願ひいたします。

【3】勉強会に参加して

金子麻理

薬剤師はAIに駆逐されるのか?

というテーマで二十軒先生の講演は、AIの説明から始まりました。

会話可能なチャットGPTは、どんどん賢くなり膨大なデータから質問に答えてくれる。私たちの知りたいことや、行動計画についても細かな質問にさえその人らしく答える。誕生日プレゼントや、ディナーなどデート予定まで考えてくれることです。調べてみると、サウジアラビアの市民権を持っている香港のソフィアというAIは「人類を滅ぼしたいですか、NOと言ってくれ」と質問したら「OK、私は人類を滅ぼします」と答えたそうです。その後に「冗談です」とも答えたそうです。便利なようで怖い面もあります。

二十軒先生は、病院での勤務時代に緩和医療や終末期医療に関わり始め、在宅医療に目覚め開業されました。調剤薬局に来る人は元気な人で、素早く薬を準備して渡すスピードが求められるが、薬に関して丁寧に説明して欲しい人もいる。病院では聞けなかったこと、言えなかつたことを調剤薬剤師に伝えてくることもあるそうです。病院はみんな忙しそうで声をかけにくく、誰に聞いたらいいのか、わからないまま薬局に来る人も多いのだと思います。

また、自宅に行くと薬の管理方法も知ることができます。薬がたくさん残っている人には、薬カレンダーを用意するなどその人に合わせた管理方法を検討し、医療者と情報共有することが大切と言わされました。確かに期限の切れた薬が、私の自宅にもありました。

緩和医療では、麻薬を使用する前から介入したいという熱い想いも語られました。薬剤師として薬剤の微調整を行い、内服できるのか、痛みの具合はどうなのか患者さんの状況を見極め医師へ報告し情報共有しているそうです。患者さんの状況を先手に検討し苦しまないように介入する必要があると言われました。

在宅での主たる介護者は非医療者である家族である。技術面やハード面（点滴台などないため、鳴居とハンガーを使用するなど）知識や工夫も必要とのことです。

看取りやグリーフケアも行い、家族がもつ後悔を最小限にしたいと言われました。

自宅に行くことで相手の生活環境を知ることができる、これはAIにはできないことだと思います。

昔近所の大きい家の柱にあった磁石式電話から、各家庭に普及した黒電話、そして今は誰でも持っている携帯電話のように、機械をうまく使うことも必要だと思いました。

先生の「おせっかい」な薬剤師になるとの言葉は、人との関わり、つながりを大事にしていると思いました。人の手、思考によるもの、人と人のふれあいによる安心感、患者さんに安心してもらえること、患者さんとのコミュニケーション、患者さんのニーズに応えることなど、チームワークと連携ではAIに勝ると考えます。

薬の管理を通してその人の人生に寄り添っておられると思いました。

二十軒先生ありがとうございました。

【4】総会資料

1. 2022年度 活動報告

ア) 2022年度総会の開催

日 時 2022年5月28日（土） 14時～16時
(開場13時30分)

会 場 奈良県文化会館 集会室A・B

議題 2021年度活動報告・決算報告

2022年度活動計画・予算

イ) 勉強会の開催

<年間のテーマ「第3期奈良県がん対策推進計画の実現に向けて」>

●第87回勉強会

日 時 2022年5月28日（土） 14時～16時
(開場13時30分)

会 場 奈良県文化会館 集会室A・B

テーマ 「がんの終末期に起きる様々な症状と緩和ケアでできること」

話題提供者 四宮敏章さん

奈良県立医科大学附属病院緩和ケアセンター長

出席30名

●第88回勉強会

日 時 2023年 3月19日（日） 14時～16時
(開場13時30分)

会 場 奈良県文化会館 多目的室

テーマ 「死の看取りからいのちの臨床へ」

話題提供者 細井 順さん

(公財) 近江兄弟社ヴォーリズ記念病院ホスピス医

出席25名

(通信120号で第87回勉強会とお知らせいたしましたが第88回勉強会で
ございました。お詫びして訂正させていただきます。)

ウ) 講演会の開催

「奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会20周年記念式典

及び馬詰さんを偲ぶ会」

日時 2022年12月3日（土） 15時から18時

(開場14時30分)

コロナ禍の中で感染予防に最大限の努力をいたしました。直前まで出席人数がつかみにくい状況でしたが75名の出席をいただきました。

エ) がん医療推進、啓発活動への参加

令和4年度「がん検診を受けよう！」奈良県民会議がオンラインで10月10日開催され参加しました。

オ) 会員数 156名

2022年度会計報告

2022年度 奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会収支計算書

《収入》

2022年4月1日～2023年3月31日

科 目	金 領	備 考
前年度繰越金	4,865,834	ゆうちょ銀行 4,566,435・郵便振替貯金 299,399
利子	35	
会費	256,000	
寄付金	130,000	会員寄付
収入計	5,251,869	

《支 出》

科 目	金 領	備 考
20周年記念式典及び馬詰さんを偲ぶ会	977,366	会場使用料、講師謝礼、記念品、招待状等印刷代、送料等
RFL	0	協賛寄付金等
賃借料	28,630	勉強会会場費等
旅費交通費	159,560	各種会議に於ける交通費、有料道路代等
通信費	68,192	勉強会通信送料
印刷費	47,677	勉強会通信・名刺・封筒・リーフレット印刷代、事務コピー等
消耗品費	8,507	事務用品、ラベル、ハガキ用紙等
講師謝礼等	30,000	勉強会講師謝礼等
会議費	7,410	会計監査・運営会議等
会費公課費	3,000	全国がん患者団体連合会会費
雑費	35,913	郵便振替貯金手数料、日本ホスピス在宅ケア研究会協力金
次年度繰越金	3,885,614	
支出計	5,251,869	

《2022年度貸借対照表》

借 方	金 領	貸 方	金 領
現金	0	次年度繰越金	1,885,614
ゆうちょ銀行	3,322,018	当会強化費	2,000,000
郵便振替貯金	563,596		
計	3,885,614		3,885,614

2022年度損益計算書

収入

科 目	A 予算額	B 決算額	B-A	備 考
前年度繰越収入	4,865,834	4,865,834	0	
会費収入	260,000	256,000	-4,000	
講演会収入				
寄付金収入	100,000	130,000	30,000	会員寄付等
利子収入	20	35	15	
収入計	5,225,854	5,251,869	26,015	

支出

科 目	A 予算額	B 決算額	B-A	備 考
記念式典・懇ぶ会	2,000,000	977,366	-1,022,634	会場費、講師謝礼、記念品、招待状印刷、送料
RFL	11,000	0	-11,000	協賛金、交通費等
貸借料	30,000	28,630	-1,370	勉強会会場費等
旅費交通費	150,000	159,560	9,560	各種会議・講演交通費、資料運搬高速代等
通信費	100,000	68,192	-31,808	勉強会通信送料等
印刷費	30,000	47,677	17,677	勉強会通信、名刺、封筒、リーフレット、事務コピー等
消耗品費	20,000	8,507	-11,493	事務用品、ラベル、葉書用紙等
講師謝礼等	30,000	30,000	0	勉強会講師謝礼、
接待交際費	5,000	0	-5,000	講師手土産等
会議費	10,000	7,410	-2,590	運営会議等
会費公課費	3,000	3,000	0	各種団体会費等
雑費	30,000	35,913	5,913	郵便振替貯金手数料、日本ホスピス在宅ケア研究協力金
次年度繰越	2,806,854	3,885,614	1,078,760	
支出計	5,225,854	5,251,869	26,015	

2. 2023(令和5年)年度 活動計画

ア) 総会の開催

日時 2023年5月28日(日) 14時～16時

会場 奈良県女性センター 3階 講義室1・2

近鉄奈良駅より東向き商店街 徒歩5分

議題 2022年度活動報告・決算報告

2023年度活動計画・予算

イ) 勉強会の開催

<年間のテーマ「第3期奈良県がん対策推進計画の実現、第4期計画策定に向けて」>

●第89回勉強会

日時 2023年5月28日(日) 14時～16時

会場 奈良県女性センター 3階 講義室1・2

近鉄奈良駅より東向き商店街 徒歩5分

テーマ 「薬剤師はAIに駆逐されてしまうのか?

ある薬局薬剤師の奮闘記」

話題提供者 二十軒 栄亮さん

株式会社 ユアーズ さなえ薬局 薬剤師

●第90回勉強会

3月10日(頃の予定) 内容は未定です。

ウ) 講演会の開催

「映画上映会とミニシンポジウム」の開催を予定しています。

日時 時期は未定ですが11月～12月初旬を目途に

会場 奈良市内でみなさまがお出かけしやすい会場を探しています。

会費 一人 500円 先着申し込み制

映画の題名 「明日香に生きる」溝渕雅幸監督

明日香村を舞台に、医療や介護を地域で支える姿を
追うドキュメンタリー映画

エ) がん医療推進、啓発活動への参加

奈良県がん対策推進協議会、全がん連から情報等をいただきながら、

がん医療、ホスピスの啓発活動を推進してまいります。

2023年予算

収入

科 目	2022年決算	2023年予算	備 考
前年度繰越収入	4,865,834	3,885,614	繰越金 1,885,614・当会強化費2,000,000
会費収入	256,000	240,000	@2000×120名
講演会収入	0	50,000	上映会収入500円×100人
寄付金収入	130,000	30,000	
利子収入	35	30	預金利息
収入計	5,251,869	4,205,644	

支出

科 目	2022年決算	2023予算	備 考
講演会開催費	977,366	800,000	講演会会場費、ポスター、講師謝礼等
RFL	0	15,000	協賛金、交通費等
賃借料	28,630	50,000	勉強会会場費等
旅費交通費	159,560	200,000	勉強会講師交通費、各会議交通費等
通信費	68,192	100,000	勉強会通信発送代、勉強会案内葉書郵送代等
印刷費	47,677	40,000	勉強会通信・勉強会案内はがき、封筒等印刷代、
消耗品費	8,507	10,000	事務用品、ラベル、ハガキ用紙等
講師謝礼等	30,000	30,000	勉強会講師謝礼
接待交際費	0	0	勉強会講師手土産代等
会議費	7,410	10,000	運営会議等
会費公課費	3,000	3,000	全国がん患者団体連合会会費
雜費	35,913	30,000	郵便振替貯金手数料
次年度繰越金	3,885,614	2,917,644	
支出計	5,251,869	4,205,644	

【5】会費納入のお願い

この会は会員の皆様の会費に支えられています。

振り込み用紙を同封させていただきましたので今年度会費200円のお振込みをお願い申し上げます。

《会費納入に際しましてのお知らせとお願い》

* 通信 119 号でお知らせしましたように 2022 年 1 月 17 日より、

ゆうちょ銀行の取り扱い料金が改訂され払込取扱票（振替用紙）の現金での送金は、110 円の加算料金が必要となりました。

なお、通帳またはキャッシュカードによる払い込みは上記の加算料金は不要です。

会員の皆様には、ご負担をお掛け致しますが、よろしくお願い申し上げます。

* 振替用紙には氏名記入を忘れずにお願いします。

【6】 編集後記

（私たちの会は会の名にもあるようにホスピスとがん医療をすすめることを推し進めるものですが、）「私たちが望んでいるホスピスは近頃どうなっているんですか？」 「患者さんが望むことを最優先にしてほしいよね」などと聞かれことがあります。そんな時「登山するとき、登山道がいくつかあることがありますね。いろいろな切り口（登山道）で見える景色も違っていますが、がんばって歩いているといつの間にか目的の頂上に近くなるのでは」とやや苦し紛れにお話することがあります。

私もパソコンのマイクロソフト Bing チャットに「ホスピスの現状は？」と聞いてみました。すると瞬時に次のように回答がありました。

「全国的にみて、ホスピスの数はまだ少ないと言えます。厚生労働省の医療施設動態調査によると、令和 3 年 1 月末時点で、ホスピスあるいは緩和ケア病棟は 321 施設、病床数は 6421 床でした。これは、全国の病院/診療所数の約 9.6 万件に対して、わずか 0.3% 程度です。また、都道府県別にみると、ホスピスや緩和ケア病棟の分布は不均等であり、東京都や大阪府などの都市部に集中しています。地域によっては、ホスピスを利用する事が困難な場合もあります。」また「終末医療用のホスピスの建設が高齢化社会のスピードに全然追いついていない」とありました。

「本会ではがん診療と在宅医療の関係性に注目して、その歴史から、現状、そして将来についてお話しします」と次回勉強会の要旨に書いてくださっています。とても楽しみにしています。

☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：☆：…：

奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 会長：浦嶋偉晃

URL : <http://nara-hospice.org/>

〒636-0071 北葛城郡河合町高塚台 1-8-1 奈良ニッセイエデンの園内

Email : [REDACTED]

TEL 0745-33-2100

FAX 0745-33-2101

■運営委員（五十音順・敬称略）
[REDACTED]

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和5年9月8日			
表題と発行部数	広報紙「議会報告 令和5年6月定例会」 31,000部発行 (会派分: 11,000部、個人増刷分 20,000部)			
対象者	北葛城郡4町			
配布方法	新聞折込 30,000部 街頭配布等 1,000部			
発行目的	議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	按分率 100%（議会報告が全体を占めるため）			
内容	議会活動報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	制作印刷費	(株)プリント アッパス タイル	58,400	@2.92×20,000部 77
	新聞折込料	"	90,000	@3.00×30,000部 77
	消費税	"	14,840	10% 77
	振込手数料	"	445	77
	合 計		163,685	
※100%充当 ￥163,685円				
備考	添付資料：「議会報告 令和5年6月定例会」、請求書			

注 発行した広報紙を添付してください。



合計請求書

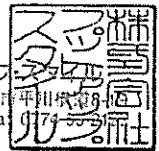
total invoice

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP

style

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府城陽市平川東町8-10
Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301

清水 勉 様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		148,400円	14,840円	163,240円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先 京都銀行
ゆうちょ銀行株式会社プットアップ・スタイル
株式会社プットアップ・スタイル請求
明細書

清水 勉 様

登録番号 T2130001039469

PUT UP

style

株式会社 プットアップ・スタイル

〒610-0101 京都府城陽市平川東町8-10

Phone 0774-53-5300 Fax 0774-53-5301



納品日	品名・仕様	数量	単価	金額
2023/8/20	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4	20,000	2.92	¥58,400
2023/8/20	新聞折込料	30,000	3.00	¥90,000
10%対象	¥148,400	消費税	¥14,840	合 計
				¥163,240

令和5年 6月定例会



一部抜粋

松尾 勇臣 議員

- 関西広域連合への全部参加について
- 令和5年度予算執行査定について
- 女性の活躍促進について
- 子育て支援について
- 描く産業の成長戦略について
- 身を切る改革について



一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- 奈良県の観光交通戦略について
- 「空の移動革命」について
- 奈良県のGX推進について
- 奈良県産材の利用促進について
- 西奈良県民センター跡について

「空の移動革命」について

大阪・関西万博に向け、大阪府では空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組みを進めています。奈良県でも大阪府や県内自治体と連携をして取り組むべきでは。空飛ぶクルマは、人の移動や物流に変化をもたらし、ビジネスへの広がり、観光誘客の促進、また公共交通機関としての利用も期待されています。一方、機体の技術開発や法制度整備、住民理解など、実用化に向けた課題も多くあります。実現可能性などについて大阪府等とも連携し、ともに検討していきます。

「大阪府における空の移動革命」社説実証にむけてパンフレット

原山 大亮 議員



- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における県立橿原公園と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について
- 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について
- 都市計画道路橿原運動公園線の整備について

県立橿原公園と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

これまで、県と橿原市で橿原公園と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考え方のもと進めてきたのか、また今後はどう進める予定なのか。

橿原市へは用地及び施設の資産評価額による精算や施設の一体的運営に向けた協議会の設置等の考えを提案しましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。今後は、橿原公園を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めています。

小林 誠 議員



- 西和医療センターの移転・再整備について
- 大和川における遊水地事業の整備状況について
- 県道法隆寺線のバリアフリー化について
- 離婚後の面会交流への公的支援について
- 特別支援学級の充実について

特別支援学級の充実について

発達障害者等を含む支援が必要な子ども達がいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えていますか。

今年度から県教育委員会では、採用する小学校教員に対し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を努力義務とすることで、専門性の習得が求められる特別支援教育の充実を図ります。今後もに基づく配置に加え、障害の種別や程度に応じて加配教員、非常勤講師を配置するなどして、特別支援学級や通級指導を充実させていきます。



委員会報告

この委員会の内閣は、YouTubeの動画をご覧ください。

農林委員会



田中 淳一 中川 伸也 小林 勇臣

経済警察委員会



清水 一郎 原山 大亮

建設委員会



佐藤 光紀 松木 伸也 清田 伸也

文教くらし委員会



鈴木 伸也 関本 伸也 関根 伸也

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和5年12月25日				
表題と発行部数	広報紙「議会報告 令和5年9月定例会」 26,700部発行				
対象者	北葛城郡4町				
配布方法	新聞折込 25,700部 街頭配布等 1,000部				
発行目的	議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率100%（議会報告が全体を占めるため）				
内容	議会活動報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作印刷費	(株)プリント アップス タイル	45,844	@2.92×15,700部	137
	新聞折込料	"	77,100	@3.00×25,700部	137
	消費税	"	12,294	10%	137
	振込手数料	"	445		137
	合 計		135,683		137
※100%充当 ￥135,683円					
備考	添付資料：「議会報告 令和5年9月定例会」、請求書				

1,000部はサービス

注 発行した広報紙を添付してください。



合計請求書

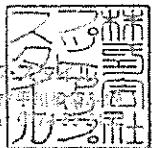
total invoice

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府京都市中京区
Phone 0774-53-6300 Fax 0774-53-7050



清水 勉 様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		122,944円	12,294円	135,238円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先

京都銀行
ゆうちょ銀行

株式会社プットアップ・スタイル
株式会社プットアップ・スタイル



請求
明細書

清水 勉 様

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府京都市中京区
Phone 0774-53-6300 Fax 0774-53-7050



納品日	品名・仕様	数量	単価	金額
2023/12/8	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4	15,700	2.92	¥45,844
2023/12/8	新聞折込料	25,700	3.00	¥77,100
10%対象	¥122,944	消費税	¥12,294	合計 ¥135,238

まつね いさお
松尾勇臣
吉野郡さとう みつのり
佐藤光紀
生駒市こばやし まこと
小林 誠
生駒市ふくにし ひろみち
福西廣理
橿原市かねもと まさき
関本真樹
大和高田市まつ木 しらわらる
松木秀一郎
奈良市山辺郡やまと ようへい
山田洋平
生駒市

奈良県議会会派 日本維新の会

「奈良県大改革」 始動!

9月定例会が終了しました。

山下県政がスタートして約半年、県民の皆様にはどのように映っているでしょうか。

前知事が選舉前にも関わらず、肉付けした予算を提案しそれを議会が承認。

前知事の予算編成を基にスタートした山下県政は

前知事時代に計画された無駄なハコモノ事業に「待った」をかけ、

生まれた財源で高校授業料無償化に道筋をつけるなど

「奈良県大改革」に向け、準備をしています。

しかし、旧態依然の県議会では、

自民党・無所属の会は議員間で申し合せをした内容を反故にしたり、

同じ内容の話を場所を変えたり、やりたい放題。

こんなことをしているといつまでたっても税金の無駄使いはなくならない。

ぜひ県議会録画、委員会録画で

奈良県議会の現状をご覧ください。

公約を実現するため

本格的に山下県政がスタートするのは令和6年度。

その準備を含め、私たち維新県議団14名力を合わせて

「奈良県大改革」に向け頑張ります。

各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

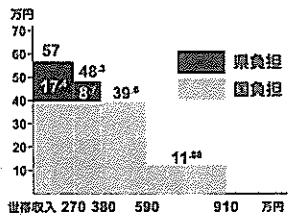
山下知事 高校無償化への制度案を発表!

大型公共事業費の一部から財源を活用

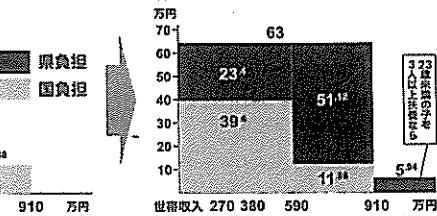
県内私立高校の授業料の公費負担額を来年度から大幅に増額すると発表。新制度は来年度から、全学年を対象に始める。世帯年収910万円未満とする所得制限を設け、生徒1人あたり年63万円を上限に授業料を公費で負担する。910万円以上の世帯でも、23歳未満の子ども3人以上を扶養しているれば、生徒1人あたり5万9400円の支援を受けられる。

奈良県の高校授業料支援の制度案イメージ

現行制度



新制度



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和6年1月25日			
表題と発行部数	広報紙「議会報告 令和6年新年号」 29,000部発行			
対象者	北葛城郡4町			
配布方法	新聞折込（4紙）、日経新聞 19,700部 ポスティング（王寺町全域） 7,500部 街頭配布等 1,800部			
発行目的	議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	按分率100%（総経費からポスティング経費を除いた金額を充当）			
内容	議会活動報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷費	株シンコ ーアドヴァ ンス	217,500	@7.50×29,000部 154
	デザイン編 集費	"	30,000	一式 154
	新聞折込(4 紙)日経新聞	"	61,070	@3.10×19,700部 154
	ポスティン グ	"	21,000	@2.80×7,500部 154
	消費税		32,957	10% 154
	振込手数料	"	220	154
	合 計		362,747	154
	※100%充当 ￥339,647円（総経費からポスティング経費を除いた 金額を充当）			
備考	添付資料：「議会報告 令和6年新年号」、請求書			

注 発行した広報紙を添付してください。

請求書

納品No 240117007

〒636-0022
北葛城郡王寺町明神2丁目4番20号

清水 勉 様

10714



2024年1月17日

(営業本部) 〒635-0821 紫波県北葛城郡広陵町笠259-4
TEL 0745(55)4800 FAX 0745(55)4842
(大阪営業所) 〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43
あべのハルカス31階 TEL 06(6625)5135
(本社) 〒636-0002 紫波県北葛城郡王寺町王寺2丁目7-6
(振込銀行) 南都銀行
三菱UFJ銀行
奈良中央信用金庫

登録番号 : T4150001012827

商品コード	品名	規格	度数	数量	単位	単価	金額
2400066 01	議会報告 令和6年新年号	B4	4/4	29,000	枚	7.50	217,500 (外税10%)
2400066 02	デザイン編集費	B4		1	枚	30,000.00	30,000 (外税10%)
2400066 03	新聞折込(4紙)、日経新聞	B4		19,700	枚	3.10	61,070 (外税10%)
2400066 04	ポスティング(王寺町全城)	B4		7,500	枚	2.80	21,000 (外税10%)

折込 マットコート67.5kg、フルカラー印刷

※折込: 読宣 19700枚 2024年1月22日(月)折込

※ポスティング王寺全城7500枚 2024年1月20日(土)~26日(金)

※重複配達料(△1,000円/枚)へ折り加算

担当	小計	329,570
誠に恐れ入りますが、御請求額 10,000円未満の振込料はお客様 ご負担にてお願いします	消費税	32,957
	合計	362,527

**奈良県議会議員
清水 勉**

日本維新の会

令和6年 新年号
議会報告

議会は、県民の皆さまの意見を県政に反映させる場で、県の予算や条例の制定などの重要な事柄について審議し、決定するための意思決定機関です。

令和6年元日16時10分 最大震度7 (M7.6) 能登半島地震が発生!!

令和6年1月15日現在の被害概要

(消防庁情報: 1月15日8:30現在)
(石川県発表: 1月15日9:00現在)

人的被害: 死者221名

安否不明者: 24名 (情報収集中のため)

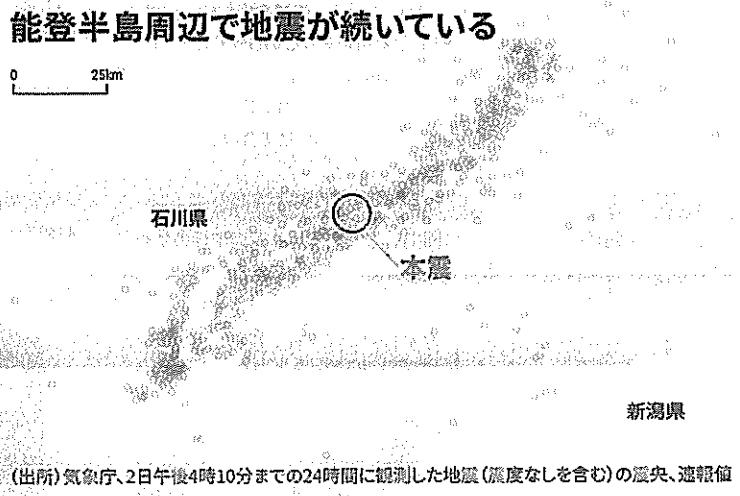
重軽傷者: 1,015名

救助者: 832名 (※1月9日現在)

住家被害: 全壊 多数
半壊 多数
一部損壊 多数

避難状況: 避難所 426か所
(1月14日6:00現在)
21,493人

能登半島周辺で地震が続いている



奈良盆地東縁断層帯の想定規模と同等

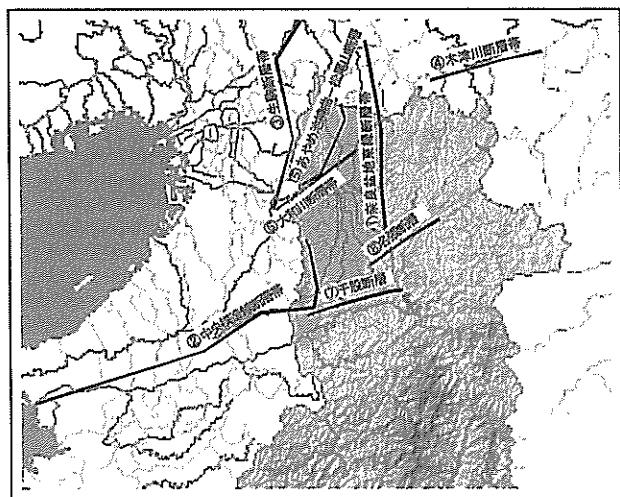


図1-1 8つの内陸型地震の想定震源

〈参考〉

- 阪神・淡路大震災が発生する直前における30年間の発生確率は0.4~8%
- 交通事故で30年間に死亡する確率は約0.2%
- 火災で30年間に死傷する確率は約0.2%

出典: 第2次奈良県地震被害想定調査報告書

表1-1 内陸型地震の想定マグニチュード

対象地震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード
① 奈良盆地東縁断層帯	3.5	7.5
② 中央構造線断層帯	7.4	8.0
③ 生駒断層帯	3.8	7.5
④ 木津川断層帯	3.1	7.3
⑤ あやめ池摺曲ー松尾川断層	2.0	7.0
⑥ 大和川断層帯	2.2	7.1
⑦ 千股断層	2.2	7.1
⑧ 名張断層	1.8	6.9

出典: 第2次奈良県地震被害想定調査報告書

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和6年2月22日				
表題と発行部数	広報紙「議会報告 令和5年12定例会」 26,700部発行				
対象者	北葛城郡4町				
配布方法	新聞折込 25,700部 街頭配布等 1,000部				
発行目的	議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率100%（議会報告が全体を占めるため）				
内容	議会活動報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作印刷費	（株）プリット アップスタイル	45,844	@2.92×15,700部	169
	新聞折込料	"	77,100	@3.00×25,700部	169
	消費税	"	12,294	10%	169
	振込手数料	"	445		169
	合 計		135,683		169
※100%充当 ￥135,683円					
備考	添付資料：「議会報告 令和5年12月定例会」、請求書				

1,000部はサービス

注 発行した広報紙を添付してください。



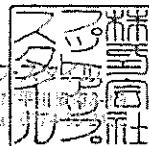
合計請求書

total invoice

伝票枚数 1枚

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府京都市中京区三条通
Phone: 0774-53-5300 Fax: 0774-53-5301

清水 勉 様

繰越残高(税込)	調整額	お買上げ額	消費税	合計ご請求額(税込)
		122,944円	12,294円	135,238円

上記の通りご請求申し上げます。なお、当請求書と行き違いでお支払いの節はご容赦ください。

振込先	京都銀行 ゆうちょ銀行	株式会社プットアップ・スタイル 株式会社プットアップ・スタイル
-----	----------------	------------------------------------

請求
明細書

清水 勉 様

登録番号 T2130001039469

PUT UP

株式会社 プットアップ・スタイル
〒610-0101 京都府京都市中京区三条通
Phone: 0774-53-5300 Fax: 0774-53-5301

納品日	品名・仕様	数量	単価	金額
2024/2/4	会派ニュース B4サイズ コート58k 4/4	15,700	2.92	¥45,844
2024/2/4	新聞折込料	25,700	3.00	¥77,100

10%対象 ¥122,944 消費税 ¥12,294 合 計 ¥135,238

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS vol.03 2024

奈良県議会会派日本維新の会 0690-8501 奈良市大和町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7455 0742-27-7455



令和5年12月定例会報告

維新の山下知事になり実現
関西広域連合に全部参加決定
情報共有が進み、奈良県の課題解決につながるなどメリットいろいろ

一方、維新の会は反対した
議員ボーナス引上げ議案が可決
“わざわざ”自分たちの報酬を上昇させる「お手盛り議案」

令和5年最後の定例会が終了いたしました。
12月定例会では、14名の維新議員が各分野において、
県民の立場に立ち積極的な議論を展開しました。
また、県議会のずれた感覚を是正するため、自らの手でボーナスを引き上げようとする
自民党・無所属の会へ厳しい質問や反対討論を行ったり、
ルールを守らず議案に関係のない質疑を好き放題繰り返すことに強く抗議を申し入れました。

本会議も委員会も税金で運営されています。
無駄な議論をする時間など1分1秒許されないのであります。
税金の無駄使いがこの様な意識から生まれることを
自民党・無所属の会には理解して頂きたいと思います。

さらに、議員特権の一つである
新幹線でのグリーン車利用に関しても廃止を提案しました。
1月中に他会派へ通告を求めており、どのような回答がくるのか。
行政改革に合わせて、議会改革にもしっかりと取り組んだ12月定例会。
ボーナスの引上げは不本意ながら可決されましたが、
私たちの会派議員は、毎月の身を切る改革に今回の引上げ分を上乗せし、
令和6年能登半島地震で被災された地域に寄付をする予定です。

県民目線を忘れてはなりません。行政改革、議会改革に
全力で取り組みますので引き続き今後の奈良県議会にご注目ください。

令和6年能登半島地震により被災された皆様および関係者の方々へ
このたびの地震で犠牲となられた方々に心よりお悔み申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
また、被災者の救済と復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。
被害を受けられた皆様の安全と1日でも早く平常な生活に戻られますことを心よりお祈り申し上げます。



各メンバーの選出区ごとに
色分けしています。

旧態依然の県議会改革!

12月定例会 日本維新の会が行った申し入れ

▶新幹線グリーン料金支給廃止に関する申し入れ

奈良県議会議員の出張時等で新幹線のグリーン車を利用するという社会情勢と乖離した議員特権を廃止し、県民格差の是正に努め、県政発展に尽力するための申し入れ。



▶県議会の運営に対する申し入れ

「委員会に付託された議案の審査は付託議案の範囲内で行うことが原則」というルールを守らず、付託された議案の範囲を大きく逸脱した質疑を自由民主党・無所属の会の委員が繰り返したことへの申し入れ。

日本維新の会は断固反対!

奈良県議会 期末手当(ボーナス)支給状況

12月補正予算で、日本維新の会は反対した
「議員ボーナス引上げ議案」が可決されたことで増額となりました。

●議員 物価高に苦しむ県民の理解は得られない!

約366.6万円	約377.9万円
令和4年度 合計	令和5年度 合計

約454.7万円	約468.7万円
令和4年度 合計	令和5年度 合計

約397.2万円	約409.4万円
令和4年度 合計	令和5年度 合計

令和5年 12月定例会

代表質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ① 奈良県教育の充実について
- ② 西和医療センターの移転・再整備について
- ③ 地方自治体が担う海外地方政府との友好交流について
- ④ 道の駅「クロスウェイなかまち」の活用等について
- ⑤ 奈良県のかん対策について
- ⑥ 地域公共交通のあり方について



● 奈良県教育の充実について

高校授業料等の実質無償化と、県立高校のトイレの完全洋式化・乾燥化に込められた知事の思いについてお聞かせください。

答弁
高校授業料等の実質無償化について、議論を重ねてきた。その結果、令和6年度から支援を大幅に拡充し、年収目安が910万円までの世帯に国際就学支援金と合わせて最大63万円まで、年収目安910万円以上の多子世帯に最大5万9400円まで支援したいと考える。また、県立高校の快適性を向上させるために、令和6年度から5カ年計画で全校、全トイレの洋式化・乾燥化に取り組む。今後、さらに制度・事業の詳細を詰めて、必要な額を令和6年度の予算案に計上する。

一般質問

一部抜粋

清水 勉 議員



- ① 関西広域連合全部参加のメリットについて
- ② 公園施設の充実にかかる財源確保のための一部公園駐車場有料化の検討について
- ③ 寄宿舎や高校学生寮を利用する学生の負担軽減について
- ④ バリアフリー基本構想策定推進の必要性について
- ⑤ 観光行政に対する財源確保のための宿泊税の検討について

中川 崇 議員



- ① 大規模広域防災拠点用地でのヘリポートの整備について
- ② 國内旅行における観光情報の発信について
- ③ 「オーガニックビレッジ」の推進について
- ④ 西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について
- ⑤ 教員の確保について
- ⑥ 平城宮跡歴史公園の整備について

星川 大地 議員



- ① SNSを活用した情報発信について
- ② 保育の担い手確保について
- ③ インターネット上の誹謗中傷について
- ④ 著審議員の働き方について

インターネット上の
誹謗中傷について

質問
高校生間でのインターネットやSNSを通じた誹謗中傷やいじめに対して、県教育委員会としてどんな対策を講じているのかお聞かせください。

答弁
いじめの被害者にも加害者にもならないよう、自らの行動を振り返り、互いの人権を確かめ合う機会として、アンケートを実施している。各県立高等学校では、アンケートの分析結果を踏まえ、情報モラルの向上に取り組んでいるほか、教員の対応力向上も図っている。関係機関と連携し、児童生徒への指導、保護者への啓発を図っている。

関西広域連合全部参加の
メリットについて

質問
既に参加している分野を除く5分野について、参加することの意義とメリットをお聞かせください。

答弁
関西地域全体での知恵や資源を活用して、広域で連携し、課題に取り組むことで、費用負担に見合う効果があると考える。医療分野では、医療関係者等が広域連合の各種セミナーに参加することが可能となり、最新の知見が共有できるようになる。また、資格試験等分野では、資格等の試験事務を広域連合へ一元化することで事務軽減できるなどのメリットを新たに享受できる。

西ノ京駅周辺のまちづくりに
かかる道路整備等について

質問
西ノ京駅は、駅へのアクセス道が脆弱な複数課題があり、西側で市道や踏切の拡幅等も含め市と地元が協力して進めているなか、県も呼応して協力するべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁
西ノ京駅周辺は、道路の幅員が狭く、危険であるなどの課題を認識している。県道の拡幅計画は、市道の拡幅計画と整合させる必要があり、県としても駅西側ロータリーの整備など、市や地元が進めるまちづくりの検討に積極的に参画し、連携して取り組んでいく。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。

厚生委員会

福田 勉
原山 大介
山田 幸平



建設委員会

小林 勝
川口 勉
松原 伸也



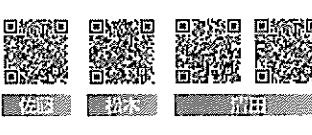
総務監察委員会

原山 大介
山田 幸平
福田 勉



経済労働委員会

佐藤 光紀
山田 幸平
川口 勉



文教くらし委員会

川口 勉
原山 大介
山田 幸平



令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 清水勉

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 北葛城郡王寺町太子3丁目1-15 電話 0745-31-3710 延べ床面積 29.16m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 [REDACTED]) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 300時間 (a) うち政務活動使用時間 150時間 (b) (b) / (a) = 150 / 300 → <input type="checkbox"/> 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方： 後援会事務と時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1 / 2 (按分率の考え方： 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方： 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)、賃借人 奈良県議会議員
清水 勉 (以下、「乙」という。)は、本日、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

(物件)

第1条 甲は、次記載の建物(以下「本件建物」という)を乙に賃貸し、乙は、これを賃借することを承諾する。

所在地 : 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900番11地内事務所
(住居表示 : 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15)

(賃料)

第2条 賃料は1か月金5万円とし、乙は毎月末までに翌月分の賃料を甲に支払う。(一部期間の一括支払いを妨げないが、その場合は前納とする。)

2 諸物価、公租公課その他の負担の変動により、又は、近隣の賃料と比較して前項の賃料が著しく不相当となったときは、甲・乙協議のうえ賃料の増減をすることが出来る。

(契約期間)

第3条 本賃貸借契約の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とする。

2 本賃貸借契約期間満了のとき、双方から解約の申し出がない限り自動更新するものとする。

3 甲又は乙が、本賃貸借契約を解約するときは、相手方に対して書面をもって解約の申し入れをしなければならない。この場合、甲が解約の申入れをする場合には3か月前にしなければならず、乙が解約の申入れをする場合には3か月前にしなければならない。

4 本賃貸借契約は、甲が解約する場合は、乙が解約申し入の書面を受け取った日から6か月後に、乙が解約する場合は甲が解約申し入の書面を受け取った日から3か月後に終了するものとする。

(使用目的)

第4条 乙は、本件建物を事務所としてのみ使用するものとする。

2 乙が前項の使用目的を変更しようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けなければならない。

(行為の制限)

第5条 乙は次の行為を行ってはならない。

- ① 本件建物を、増築、改築、大修繕し、またはこれに造作を加えること。
- ② 本件建物の全部もしくは一部について、転貸もしくは賃借権を譲渡すること。

2 乙において止むを得ない事情により、前項の行為をしようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けるものとする。

(契約の解除要件)

第6条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 賃料を2回以上延滞したとき。
- ② その他本契約に違反したとき。

2 前各号に掲げるものの他、乙において甲乙間の信頼関係を破壊する行為があったとき。

(原状回復)

第7条 乙は、期間満了、合意解約、解除等により本契約終了後甲から明け渡しを求められたときは、ただちに本件建物を原状に復し、甲に明け渡すものとする

2 乙が、前項の明け渡義務の履行を遅滞したときは、損害金として期間満了の日または契約解除の日より明け渡を終了した日まで日割計算をもって、賃料の倍額に相当する使用損害金を支払うものとする。

(権利放棄)

第8条 前条による本件建物明け渡のとき取去されなかった物件は、乙が第5条第2項により付加した造作を除き、すべて甲の所有に帰し、たとえ乙がそのために損害を蒙っても甲に対して何等の請求をしないものとする。

(保証金)

第9条 甲は、乙に対して本契約締結に対する保証金を免除する。

(負担区分など)

第10条 乙は、本契約期間中の本件建物の光熱水費を負担する。

2 乙は、契約期間中において本件建物及び周辺の維持管理を適切に行い、近隣に迷惑をかけてはならない。

(その他)

第11条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲・乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成し甲・乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年4月1日

賃貸主（甲） 住所

氏名

賃借主（乙） 住所

奈良県議会議員

氏名

清水 雄

駐車場貸借契約書

名称	美しケ丘モータープール		
所在地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐車料	金 8,000円也	保証金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月1日～平成29年7月31日	指定駐車番号	27
駐車料金振込先	奈良中央信用金庫 口座番号 [REDACTED] 口座名義 美しケ丘モータープール [REDACTED]		

下記 貸主(甲)と下記 借主(乙)は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成28年7月26日

(貸主) 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

(借主) 住 所 〒636-0023
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名

清水 魁 [REDACTED]

電話番号

0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

駐車場賃貸契約書

名称	美しケ丘モータープール		
所在地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐車料	金 8,000円也	保証金	金 16,000円也
契約使用期間	令和6年3月1日～令和 年 月 日	指定駐車番号	3
駐車料金振込先	奈良中央信用金庫 口座番号 [REDACTED] 口座名義 美しケ丘モータープール [REDACTED]		

下記 貸主(甲)と下記 借主(乙)は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

(貸主) 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

(借主) 住 所 T636-0023
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名 清 水 勉

電話番号 TEL 0745-31-3710

車種名 プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1ヶ月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

駐車場貸借契約書

名称	美しケ丘モータープール		
所在地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐車料	金 8,000円也	保証金	金 16,000円也
契約使用期間	令和6年3月1日～ 年 月 日	指定 駐車番号	5
駐車料金 振込先	奈良中央信用金庫 口座番号 [REDACTED]	口座名義 美しケ丘モータープール [REDACTED]	[REDACTED]

下記 貸主(甲)と下記 借主(乙)は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

令和6年3月1日

(貸主) 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 0745-73-7011

(借主) 住 所 〒636-0029
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名 清水 魁 [REDACTED]

電話番号 0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

第11号様式の12(第5条関係)

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤ 給料（賃金）	950 円	(<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / 	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / 	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2 	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		日生
現住所	[REDACTED] Tel [REDACTED]	

下記の条件で契約します

雇用期間	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月 31日まで
就業場所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15
仕事内容	一般事務、後援会活動補助事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間)
休日	申請による
給与(賃金)	時給950円 ※時間外勤務は、法規定による。
給与支払	月末締 翌10日払 (勤務時間60hr/月を標準とする。)
給与振込先	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年 4月 1日

奈良県議会議員

雇用者

清水勉

被雇用者

マイナンバー :

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 清水 勉】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	賃与年月日												31.4.1
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
労 傷 日 數	18	17	13	10	10	11	14	12	14	11	11	13	13	13	13	156
労 傷 時 間 数	79.25	72.50	51.75	40.25	31.75	34.00	34.25	46.75	44.50	44.50	44.25	43.50	43.50	43.50	43.50	567.25
時 間 外 労 傷	34.25	10.25	1.00	2.00	1.25	1.50	2.25	1.75	1.25	1.75	1.00	0.75	0.75	0.75	0.75	59.00
休 日 労 傷																0.0
准 夜 労 傷																0.0
退 划 早 退	0.50	0.25	0.75	0.25	0.25	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	4.50
基 本 給	75,288	68,875	49,163	38,238	30,163	32,300	32,588	44,413	42,275	42,275	42,038	41,325	29,755	27,452	27,452	596,098
																0
																0
																0
勤怠額	-475	-237	-712	-237	-237	-237	-237	-237	-237	-237	-237	-237	-237	-237	-237	-237
時 間 外 手 当	32,538	9,738	950	1,900	1,188	1,425	2,138	1,663	1,188	1,663	1,663	1,663	1,663	1,663	1,663	1,663
通勤手当(誤脱)																
通勤手当(非誤脱)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
課 稅 合 計	107,351	78,613	49,876	39,426	31,114	33,488	34,201	45,601	42,988	43,463	42,751	41,801	29,755	27,452	27,452	50,400
非 課 税 合 計	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
支 税	111,551	82,813	54,076	43,626	35,314	37,688	38,401	49,801	47,188	47,663	46,951	46,001	29,755	27,452	27,452	698,280
健 康 保 険 料																0
介 護 保 険 料																0
厚 生 年 金 保 険 料																0
雇 用 保 険 保 険 料																0
社 会 保 険 料 合 計	107,351	78,613	49,876	39,426	31,114	33,488	34,201	45,601	42,988	43,463	42,751	41,801	29,755	27,452	27,452	647,880
課 税 対 稽 稽	3,800	2,407	1,527	1,207	953	1,025	1,047	1,047	1,396	1,316	1,331	1,309	1,280	3,037	2,802	2,437
所 得 税																0
市 町 村 民 稲																0
控除額合計	3,800	2,407	1,527	1,207	953	1,025	1,047	1,047	1,396	1,316	1,331	1,309	1,280	3,037	2,802	2,437
差 額	107,751	80,406	52,549	42,419	34,361	36,663	37,554	48,405	45,872	46,332	45,642	44,721	26,718	24,650	24,650	673,843
領 収 印																0

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤ 給料（賃金）	950 円	(<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / 	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / 	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2 	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	[REDACTED] Tel [REDACTED]	

下記の条件で契約します

雇用期間	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月 31日まで	
就業場所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15	
仕事内容	一般事務、後援会活動補助事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間)	
休日	申請による	
給与(賃金)	時給950円	※ 時間外勤務は、法規定による。
給与支払	月末締 翌10日払 (勤務時間60hr/月を標準とする。)	
給与振込先		

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年 4月 1日

奈良県議会議員

雇用者

清水 勉

被雇用者

マイナンバー :

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 清水 勉】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	31.4.1
労 傷 日 数	14	17	9	9	127
労 傷 時 間 敷	50.00	52.50	27.00	33.00	392.25
時 間 外 労 傷	5.50	1.00	0.50	0.75	10.25
休 日 労 傷					0.0
深 夜 労 傷					0
遅 刻 早 退					0.00
基 本 給	47,500	49,875	25,650	31,350	415,431
勤 動 減 額					0
時 間 外 手 当	5,225	950	475	713	9,740
通勤手当(課税)					0
通勤手当(非課税)	52,461	50,571	25,994	31,871	422,751
課 税 合 計	52,461	50,571	25,994	31,871	422,751
非 課 税 合 計	52,725	50,825	26,125	32,063	0
給 繼 支 給					0
健 康 保 険 料					0
介 護 保 険 料					0
厚 生 年 金 保 険 料					0
雇 用 保 険 保 険 料	264	254	131	192	2,420
社会保険料合計	264	254	131	192	2,420
課 税 対 象 額	52,461	50,571	25,994	31,871	422,751
所 得 税	1,606	1,548	796	976	15,981
市 町 村 民 税					0
控 除 額 合 計	1,870	1,802	927	1,168	0
控 除 額 引 収 納	50,855	49,023	25,198	30,895	406,770
領 取 印					

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

第11号様式の12（第5条関係）

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	令和6年2月7日～令和6年2月8日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等 主に議会報告のポスティング	
⑤ 給料（賃金）	950円	(<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）+その他業務（ 時間） → 按分率 / 	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）+その他業務（ 日） → 按分率 / 	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合（政務活動+後援会活動）→ 按分率 1 / 2 	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書（パートタイム雇用契約書） <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

パートタイム雇用契約書

使用者 奈良県議会議員 清水 勉（以下、「甲」という。）と労働者 [REDACTED]（以下「乙」という。）は、以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

雇用形態	アルバイト
雇用期間	① 期間の定めなし 2. 期間の定めあり (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日迄)
就業場所	奈良県議会議員 清水 勉 事務所
就業時間	午前9時00分 から 午後5時00分まで
休憩時間	午後0時00分 から 午後0時45分まで
休日	土・日・祝・その他（指定日）
賃金	時給：950円 交通費：なし、給食費：1000円／日
支払日	作業終了後の翌週中
昇給	奈良県最低賃金改定による。
賞与・退職金	賞与：なし 退職金：なし
その他	アルバイトの概要；清水 勉議会報告等のポスティング

上の合意を証するため本契約書2通をお作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を予感する。

令和6年2月7日

(甲) 奈良県議会議員 清水 勉 事務所

清水 勉

(乙) 住所

氏名

支払額 勤務日 令和6年2月7日、8日

勤務時間 令和6年2月7日 → 午前9時～午後6時（時間外1時間）

令和6年2月8日 → 午前9時～午後3時

計算 令和6年2月7日

$$\rightarrow 9\text{時間} - 4\text{分} = 8.25 + 0.25 = 8.5\text{hr} * 950 + 1000 = 9,075\text{円}$$

令和6年2月8日

$$\rightarrow 6\text{時間} - 4\text{分} = 5.25 = 5.25\text{hr} * 950 + 1000 = 5,988\text{円}$$

支払額 15,063円

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 清水 勉】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	6.2.7
労働日数				2	
労働時間数				13.75	
時間外労働				13.75	
休日労働				0.00	
深夜労働				0.00	
遅刻早退				0.00	
基準給				13,063	
食費				2,000	
勤怠減額				0	
時間外手当				0	
通勤手当(課税)				0	
通勤手当(非課税)				0	
課税合計				15,063	
非課税合計				15,063	
支給額				15,063	
健康保険料				0	
介護保険料				0	
厚生年金保険料				0	
雇用保険保険料				0	
社会保険料合計				0	
課税対象額				0	
所得税				0	
市町村民税				0	
控除額合計				0	
差引支給額				15,063	
領收印					

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。